

資料4

審査委員会設置要領

## 【資料4－1】

### 県公式LINE開設・運用保守業務委託企画提案審査委員会設置要領

#### （設置及び所掌事務）

第1条 県公式LINE開設・運用保守業務委託企画提案業務に関する企画提案競技（以下、「企画提案競技」という。）の審査及び受託候補者を選定するため、県公式LINE開設・運用保守業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

#### （組織）

第2条 審査委員会は、次の委員3名をもって構成する。

（1）秋田県総務部広報広聴課長（以下、「広報広聴課長」という。）

（2）秋田県職員以外の有識者（以下、外部有識者）という。）

（3）上記（2）以外で広報広聴課長が指名する者

2 外部有識者は、広報広聴課長が指名する。

#### （運営）

第3条 審査委員会に委員長を置き、委員長は広報広聴課長とする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員会の事務局は、広報広聴課に置く。

#### （会議）

第4条 審査委員会の招集は、広報広聴課長が行う。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各委員の指名により、代理を認める。

4 委員会の会議は、非公開とする。

5 委員長は必要に応じて、委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### （審査の実施方法及び基準等）

第5条 審査は、企画提案書によるプレゼンテーションにより実施する。

2 審査は、別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者1名を選定する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。